



ろうきょう通信

— 労供労組協事務局ニュース —

発行：労供労組協事務局
〒110-0003 台東区根岸 3-25-6 タワレット根岸 2F
TEL:03-5603-7880 FAX:03-5603-7265
E-mail:roukyo@union-net.or.jp
URL:<http://www.union-net.or.jp/roukyo/>

平成23年度労働者供給事業報告の集計遅れる、近々公表予定 富田望需給調整事業課長と懇談

先週、4月18日(木)、午前10時より厚生労働省にて、職業安定局、派遣・有期労働対策部、需給調整事業課の富田望課長と労供労組協伊藤彰信議長はじめ、役員5人が懇談しました。

冒頭、伊藤議長が労供労組協について簡単に紹介した後、あらためて、地方労働局について、日雇雇用保険の支給に関わる問題や労働者供給事業の理解の徹底についてお願いしました。

労働者供給事業報告の集計結果は平成21年度分より報告されるようになっていますが、平成23年度分が未だに公表されていないので、その点についてお聞きしました。

【労働者供給事業報告の集計結果】

平成21年度：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000tfjl-img/2r9852000000tfl2.pdf>

平成22年度：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000002gir-att/2r98520000002gk8.pdf>

富田課長の回答は「現在、労働者供給事業報告の集計作業は一般競争入札で行っており、その委託事業者の方で集計作業が遅れている。」との話でした。現在、データを洗い直しているとのことで、近いうちに出したいとのことでした。

昨年の労働者派遣法改正の後、職業安定局において、「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」が設置され、2012年10月17日に第1回研究会が開催されています。この研究会は平成24年3月に成立した改正労働者派遣法の国会審議において、登録型派遣・製造業務派遣・特定労働者派遣事業の在り方や、いわゆる専門26業務に該当するかどうかによって派遣期間の取扱いが大きく変わる現行制度の在り方について、今後、検討・議論を開始すべき旨の附帯決議がされたことなどを踏まえて検討が開始されたものです。この研究会はこれまで、11回開催されており、今年の夏を目途に取りまとめをすることになっています。

この研究会においてどういう議論がなされているか、また、どういう方向性になっているのかを富田課長に聞きました。

富田課長からは、「昨年内は有識者と派遣会社や派遣先、労働組合のヒアリングを行い、1月から各論点の検討を始めている。4月23日に第12回の研究会が開催されるが、その会で一通りの論点は終わりにしよう」と座長とも話している。それを受けて、座長とも相談しなければならないが、もう一回労使から、連合、経団連、商工会議所や中央会などからヒアリングをしようと考えている。労使間の意見を聞いた上で、取りまとめを行っていきたい。」との回答がありました。

鈴木課長（富田課長の前々任者）の時、派遣の問題が一段落したら、短期雇用労働者について、有料職業紹介、労働者供給事業そして労働者派遣について総合的に研究して全体を見直したいとの話があった。それにも関わらず、昨年の派遣法改正後、すぐにまた、派遣問題についての研究会が開催されている点についてお聞きしました。

富田課長からは、「鈴木はやりたかったと思う。実際に派遣法が終わったら安定法も含めて討議するというのを、課としては考えていた。」「ところが、昨年の派遣法改正が議論を巻き起こし過ぎて、登録型派遣の問題や 26 業務の問題などが残っている。それらの批判も受けており、まずはその決着を付けないといけない。そういう訳で 1 年間かけて整理をしようということだ。」「それが終わった後は、当初の予定通り、安定法が中心になると思うが、議論をしないといけないと考えている。」との話でした。

伊藤議長から、「日雇派遣について、日雇がいけないのか、派遣がいけないのか、その二つが一緒になったからいけないのか、という議論を連合としていた時に、連合の正規雇用に転換するんだという考え方は一般論としては正しいと思う。しかし、労供労組協の立場としては、日雇や短期雇用の労供を行っており、またこれらはなくなるものではないので、セーフティーネット等、短期雇用の在り方を見直していきたい。」という話があり、それに対して富田課長は「冷静な議論を行わないといけないと思っている。日雇派遣が原則禁止となったのは、派遣切り等があり、社会問題になり、そのような雇用の不安定なものではなくしてしまえばいいという議論になった。ところが、今はたくさんの批判を頂戴している。」「日雇ニーズはなくなるだろうし、伊藤議長の言われる点について考えないといけないと思う。」と話されました。

伊藤議長が「労供労組協では日雇が派遣の場合でも、日雇雇用保険が適用されることで、ある程度セーフティーネットは確保されると主張していたが、厚生労働省の政策とは合っていなかった。先日、吉永雇用保険課長は日雇雇用保険はいらないのではないか、と言われていたが、短期雇用についてどのようにしていくのかという点について、これからいろいろ懇談させていただく必要があると思っている。」という話に対して、富田課長は「今回で見直しは終わりではないので、引続きご意見をいただきたいと思う。」「日雇が常用に比べて雇用が不安定な点については、どのような手当てができるのかを考えながら、需給システムの中でどう位置づけるのかを検討していきたい。」と話されました。

現在の「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」の取りまとめの後は、また、労働者派遣法の改正ということになるのか、という質問に対しては「労政審の議論次第だ。事務方が結論を先取りして言うことはできない。公労使で議論して決めていただくことだ。」との回答でした。

今後も引き続き、短期雇用についての話を継続していくことを確認して、今回の懇談は終了しました。

今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会資料一覧

下記 URL より、2012 年 10 月 17 日より開催されている「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」（第 1 回～第 11 回）の資料が一覧で見れるようになっています。

<http://www.union-net.or.jp/roukyo/hakenseido/>

ユーザ名：roukyo パスワード：6uD1FHaX